

港長公示第 30-104 号

港則法第 39 第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

平成 30 年 7 月 3 日

京 浜 港 長



荒川葛西橋付近における航泊の禁止について

京浜港東京区第 3 区荒川葛西橋付近において、花火の打上げが実施されるため、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

平成 30 年 8 月 1 日(水)、16 時 30 分から花火打上げ終了まで (20 時 30 分を予定)
ただし、灯浮標により航泊禁止区域が明示されている間に限る。

2 区域 (別図参照)

次の各地点を順次に結んだ線及び岸線により囲まれた水面

イ 北緯 35 度 40 分 13.3 秒 東経 139 度 50 分 38.5 秒 (岸線上)

ロ 北緯 35 度 40 分 12.8 秒 東経 139 度 50 分 51.8 秒

ハ 北緯 35 度 39 分 59.9 秒 東経 139 度 50 分 50.5 秒

ニ 北緯 35 度 40 分 00.4 秒 東経 139 度 50 分 37.5 秒 (岸線上)

3 標識

上記の区域を明示するため、ロの地点とハの地点に各 1 基の黄色灯付黄色塗灯浮標 (4 秒 1 閃光)、イの地点とロの地点の間及びハの地点とニの地点の間に各 4 基の黄色灯付黄色塗灯浮標 (4 秒 1 閃光) 並びにロの地点とハの地点の間に 3 基の黄色灯付黄色塗灯浮標 (4 秒 1 閃光) が設置される。

4 その他

打上げ区域周辺には、警戒船 8 隻が配備される。

別 図

平成30年8月1日(水)、16時30分から花火打上げ終了まで(20時30分を予定)
ただし、灯浮標により航泊禁止区域が明示されている間に限る。

